

宮崎市広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市の所有する有形、無形の財産（以下「市有財産」という。）を広告媒体として活用し、広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、もって市民サービスの維持及び向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 以下に規定する市有財産のうち広告掲載が可能なものをいう。

ア 市が発行する封筒などの印刷物

イ その他広告掲載が可能と認められるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載又は掲出することをいう。

(基本的な考え方)

第3条 宮崎市の広告事業において掲載する広告は、社会的信用度が高く、公序良俗や市民福祉の理念に沿うもの、市民に不利益を与えないものとする。併せて、広告の表現は、それに相応しい信用性と信頼性を持てるものとする。

(広告掲載の基本原則)

第4条 広告事業を実施する場合は、法令の遵守、消費者の保護、青少年の健全育成、商取引の安全性の確保、地域社会及び地域経済の健全な発展等を図るため、次の各号に留意するものとする。

(1) 公正で真実なものであること。

(2) 広告の受け手に不利益を与えないものであること。

(3) 児童及び青少年に与える影響を考慮したものであること。

(4) 品位を保ち、健全な風俗習慣を尊重したものであること。

(5) 関係法規及び社会秩序を遵守するものであること。

(6) 掲載された広告についての一切の責任は広告主にあり、市は責任を負わないこと。

(規制業種又は事業者)

第5条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は掲載しない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年7月10日法律第122号)に定める風俗営業と規定されている業種又は事業者

(2) 風俗関連類似の業種又は事業者

(3) 消費者金融に関する業種又は事業者

(4) たばこに関する業種又は事業者

(5) ギャンブル(宝くじを除く。)に関する業種又は事業者

(6) 商品先物取引に関する業種又は事業者

- (7) 法律の定めのない医療類似行為に関する業種又は事業者
- (8) 興信所、探偵事務所
- (9) 民事再生法及び会社更生法による更生・更生手続き中の事業者
- (10) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種又は事業者
- (11) 市税を滞納している事業者
- (12) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年宮崎市条例第47号）第2条第3号に規定する事業者

(掲載を承諾しない広告)

第6条 次の各号に定めるものは、広告に掲載しない。

- (1) 第3条の趣旨に鑑みて適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 法令及び本市の条例・規則等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品などの不適切な商品又はサービスを提供するもの
 - ウ 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - エ 選挙、政党・政治団体等、政治活動に関連するもの
 - オ 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
 - カ 社会問題についての主義主張や係争中の声明広告
 - キ 国内世論が大きく分かれているもの
 - ク 個人、団体等の意見広告及び名刺広告
 - ケ 広告媒体の紙面、画面構成、主要使用目的等を著しく損なうおそれがあると認められるもの
 - コ 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
 - サ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの
 - シ 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与えるおそれのあるもの
- (2) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 誇大な表現(誇大広告)、根拠のない表示及び誤解を招くような表現
例：「世界一」「一番安い」等(根拠となる資料を要する)
 - イ 射幸心を著しくあおる表現
例：「今が・これが最後のチャンス(今購入しないと次はないという意味)」等
 - ウ 人材募集広告については、労働基準法等関係法令を遵守していないもの
 - エ 虚偽の内容を表示するもの
 - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
 - カ 責任の所在が明確でないもの
- (3) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないものとして、次のいずれかに該当するもの
 - ア 水着姿及び裸体等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品一例または広告内容に関連する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を判断するものとする。

- イ 暴力や犯罪を肯定し、助長するような表現のもの
- ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現のもの
- エ ギャンブルを肯定するもの
- オ 青少年の健康、精神、教育に有害なもの

(広告主の範囲とその順位)

第7条 広告主の範囲とその順位は、別表1に定めるとおりとする。

(広告内容、表示等の基準)

第8条 広告の表示内容等については、掲載の都度、別表2の各項目について検討し判断することとする。

(広告の規格等)

第9条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに別に定める。

- 2 この要綱に定めるもののほか、広告媒体の性質に応じて、当該広告掲載に係る広告の内容や、そのデザイン、形状、材質等（以下「仕様」という。）について個別の基準が必要な場合は、別に基準を定めることができる。

(広告掲載の承諾等)

第10条 広告掲載を行おうとする者は、広告内容やその仕様について、あらかじめ市長の承諾を得なければならない。

- 2 前項の規定による承諾を受けた者（以下「広告主」という。）は、あらかじめ市長の承認を得て、当該承諾に係る必要な手続き等を広告代理業を営む者、広告看板等の制作者及びこれらに類する者（以下「広告取扱業者」という。）に代行させることができる。
- 3 市長は、承諾を行うに際し、広告内容やその仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。
- 4 広告主及び広告取扱業者は、承諾を得た広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(掲載広告の審査)

第11条 前条の広告主の選定のほか、広告内容やその仕様、その他広告事業の実施に関し必要な事項の審査については、当該広告媒体を所管する部署が審査する。

- 2 前項の審査については、都市戦略課に合議しなければならない。

(広告主及び広告取扱業者の責務)

第12条 広告主及び広告取扱業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
- (2) 広告の内容等が第三者の権利を侵害する又は不利益を与えるものではないこと。
- (3) 広告に関する財産権について、その権利処理が完了し、不適正な処理が行われていないこと。
- (4) 広告の内容等が承諾に基づく指示、条件に適合したものであること。

2 広告主及び広告取扱業者は、前項各号に掲げる事項に関し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

(広告掲載に係る契約の解除)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載に係る契約を解除することができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が第10条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき。
- (2) 承諾を行った後の事情変更等により、広告の内容等が第6条の規定に抵触したとき。
- (3) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(広告物の撤去等)

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約又は第10条第3項の規定による指示又は条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱業者が広告掲載の期間満了後においても広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により、広告掲載に係る契約の解除をなされた広告主及び広告取扱業者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき。ただし、広告物が印刷物のときは、契約の解除をなされたとき。
- (3) 広告主が、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成6年11月28日宮崎市公示第198号）第3条の規定に基づく指名停止を受けたとき、又は競争入札の参加資格及び指名基準等に関する要綱（昭和56年4月10日宮崎市公示第90号）第7条に基づく入札参加資格の取消しを受けたとき。
- (4) 広告主が倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱業者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年 4月 3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 2月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年 4月 1日から施行する。